

コンクリート再生骨材使用に関する積算等の取扱いについて

1 関係法令及び基本的な事項

北海道が発注する公共工事における再生資源の利用及び再生資源化施設の活用については、国土交通省から通知のあった「リサイクル原則化ルール（H18.6.12）」に基づき、「建設副産物適正処理マニュアル」を作成し、建設副産物の再利用・適正処理に努めてきたところですが、この趣旨を踏まえつつ、実態に即した一層の再生資源活用を推進する必要があることから、次のとおりコンクリート再生骨材使用に関する運用方針を具体化し、より適正な再資源の使用に努めるものとする。

2 一般事項

（1）現場で使用する骨材等については、現場内の再利用に努め、現場外から調達するときは40km（直線距離）の範囲内に再資源化施設があり、求める品質基準を満たす場合は、コンクリート再生骨材を使用することを原則とする。

ただし、次の条件に留意し使用箇所の判断をすること。

また、下記 イの場合は土地所有者と十分な協議を行うこと。

ア 再生骨材を使用しない箇所

- 1) 水路、擁壁背面の裏込め材やフィルター材及び遮断層で透水性を兼ねる場合など排水を目的する箇所
- 2) 仮設道等の事業完了時に撤去する箇所
- 3) 残置する仮設道等で、事業完了後の管理者が北海道及び市町村以外の場合

イ 使用にあたり協議・検討を要する箇所

- 1) 林道等の路盤工で林地及び農地に隣接し、再生骨材の飛散や周辺環境への影響が懸念される箇所
- 2) その他、特別な事情がある場合

（2）再生骨材の品質基準等については、「北海道森林土木工事共通仕様書」、「北海道水産土木工事共通仕様書」による。

3 積算等

（1）再生骨材単価が、再資源化施設渡し単価で設定されている地域について

ア 再資源化施設が40kmの範囲内にある場合は、当初設計において当初積算時点での供給の可否にかかわらず使用可能箇所全量について、再生骨材により積算（運搬費等も含めて一番安価な処理施設）するものとする。

イ 特記仕様書において、再生骨材の規格、使用数量、適用工種及び積算上の再資源化施設までの距離等を明示する。